

通学区域変更説明会 質問要旨および回答について（第1回：15時30分～ 参加者：42名）

質問要旨	回答
城南小学校には城南幼稚園が併設されているが、そちらを移転させるなりして対応することは検討していないのか。 義務教育である小学校があるのに、幼稚園はそのままということに違和感を感じる。	城南幼稚園については、閉園の方針は決まっているが、時期については何も決まっていない。城南小学校の教室不足のために幼稚園を移転させるような計画もない。 仮に幼稚園の部分を利用して普通教室を増設したとしても3教室程度が限度であり、そこまで学級数を増やすと理科室や音楽室なども整備しなければ学校運営が困難になると考えられる。
南品川3丁目など、今回の地域よりも城南第二小学校に近いところがある。なぜ遠い地域が遠い学校へ変更されなければならないのか。	城南小学校の通学区域にはいくつかの丁目が存在するが、今回の地域以外は通学区域を変更したとしても、通学区域の就学人口を抑えられるほどの変化を与えることはできず、城南小学校と城南第二小学校のそれぞれの学校で就学人口を受け入れることができるという観点で、東品川4丁目11番～13番とさせていただいた。
令和7年度までに城南小学校に入学した児童がいて経過措置が使える状態であるが、令和7年度以降に転勤などにより一度転出し、再度転入した場合、扱いとしてはどのようなになるのか。	今回の通学区域変更地域にかかわらず、現在在籍中の方の転入については、原則は通学区域の学校を就学指定させていただく。 補足として、もともと転出前に城南小学校に通学していた場合、原則では城南第二小学校を就学指定するが、指定校変更という別の制度があり、その方の事情や学校の受け入れ状況などにより、城南小学校への編入をお認めできる場合もあるので、その場合は学務課へご相談をいただきたい。
品川区では一貫教育を推進しているということで、連携グループが設定されているが、そこを外れてしまうことで何か不都合なことは発生するのか。	品川区では、独自の品川区立学校教育要領に基づき、連携グループにかかわらず区立小学校、中学校、義務教育学校でその要領に沿った教育活動を行っている。そのうえで、グループごとに連携を取りながら行事を行ったり教育目標を統一したりというような活動を推進している。ベースとなるものは、いずれの学校においても同一であるが、連携に関してはグループによって差異が出てくる部分がある、と理解いただきたい。
通学の方法について、今回の変更により、自転車やバスでの通学は認められるのか。	区立小学校いずれについても、自転車での通学は認めていない。ただし、バス等公共交通機関については状況により認められる場合もある（学校選択などで、通学区域外の学校へ通う可能性があるため）。
城南第二小学校の改築について、令和11年まで校庭が使えず、屋外での活動や遊びに制約がかかるのではないのか。	令和9年度の時点では、運動スペースという形で屋外活動ができる場所を確保している。ただし、校庭を整備する最後の段階では、運動スペースを確保することができないため、体育館などの屋内施設を利用していただく等の対応となってくる。
様々な措置を踏まえたうえでの予測で構わないが、変更後の城南小学校と城南第二小学校のクラスの人数について、どのくらいになるのか。	現時点の推計値で、兄弟姉妹の経過措置を考慮した場合、令和8年度における城南小学校の1クラス当たりの児童数が31人、城南第二小学校が29人となっており、令和9年度も似たような状況が続くところである。
東品川4丁目11番のマンションを購入する際、この子どもたちを受け入れられるように城南小学校を改築したと聞いていたが、想定よりも増えてしまい、今回城南第二小学校に変更したとしてもやはり想定よりも多くなってしまい、公教育の現場として好ましくないような状況になることはないか。	城南第二小学校は、改築後、最大で30教室を確保することができるように工事を進めている。現時点の推計では、その範囲に収まるとみており、教育の環境は保たれると考えている。
城南第二小学校の特色を教えてください。	城南第二小学校では、PTAの活動をPTOという完全ボランティアによる活動として位置付けている。できる人ができる範囲で行うという形で進めていることと、「おやじの会」という活動も行っている。 子どもの体力向上にも力を入れているが、校舎改築で活動場所が限られる中、どのように体力向上につなげられるかどうか、試行錯誤を続けている。

質問要旨	回答
令和８年度に入学する姉と令和１１年度に入学する弟がいるのだが、姉については経過措置③が該当すると考えている。経過措置①の兄弟姉妹についての取り扱いが記載があるが、経過措置③で入学した兄弟姉妹の取り扱いはどのような形となるのか。	令和８年度に入学する姉については、ご認識のとおり経過措置③に該当する。この経過措置③で城南小学校に入学した場合、その弟については、優先順位１位の「入学する年度において兄弟姉妹が在籍」という枠で対応することになる。
通学区域変更後の学級数は、どのように推計しているのか。	通学区域変更後の令和８年度以降、城南小学校については２８学級の状態がしばらく続くことになる。城南第二小学校は今年度１６学級で、令和８年度に１７学級、令和９年度に１８学級と推移していくものと推計している。
令和８年度に城南第二小学校へ入学する時点では、体育館はまだないという理解でよろしいか。体育館も使えず、校庭も使用できない状態で、どのように教育活動を行っていくのか。	令和８年度の入学時点では、体育館については既存校舎の設備が残っており、こちらの体育館を使用させていただくことになる。ただし、プールについては令和８年度時点では既存校舎の部分の解体が済んでいるため使用することができない状況である。 新校舎のプールは体育館と一体の施設となっており、完成するまでは周辺の学校のプールを利用しながら授業を行っていただくことになる。
以前、ほかの自治体で小学生が中学校のプールで授業を行った際に死亡事故が起きている。周辺の学校というのは小学校になるのか。	近隣の小学校のプールを使用することになると考えている。
現在、城南小学校は学校選択除外の措置が取られているが、令和８年度の通学区域変更後はこの措置がなくなり、選択が可能になるのか。	毎年度の就学人口を見て判断をしているため、現時点において令和８年度に措置がなくなるかどうかについてはお答えできない。 決定はしているものではないが、令和８年度も除外校となった場合は、通学区域の変更について教育委員会が決定しているものであることから、経過措置の対象者については、除外校の対象からは外すことにはなっていないかと考えている。
通学区域変更によって城南第二小学校に通学する場合、変更された地域から通う上級生がいないという状況になる。区として通学上の安全面について検討している点があれば教えていただきたい。	朝の通学時間帯に交通安全指導員というのを委託、配置している。配置場所等については担当の部署と相談となる。
令和７年度に兄が城南小学校に入学するが、２８学級を受け入れることができるのか。	兄弟姉妹の経過措置①②は、全員受入できる前提で設定している。
城南小学校はすでに限界と感じられ、普通教室が確保できるのかということと、特別教室も確保できているのかを確認したい。	令和６年度現在、普通教室は２６教室確保しており、令和７年度に向けて２教室整備する予定で動いている。整備にあたっては、理科室、家庭科室、音楽室などはそのままの状況で、２８教室を確保することになる。
安定的な就学人口の受け入れを確保するのであれば、隣接の学校の選択について検討することも方法として考えられるのではないかと感じる。鮫浜小学校や立会小学校が多少無理してでも受け入れ人数を増やしたり、優先的に抽選で受け入れるような措置を取れば、城南小学校の不安が多少でも軽減されるのではないか。	品川区の学校選択制は、通学区域の子どもたちを受け入れてなお余裕のある分について、通学区域外から受け入れるという制度である。立会小学校や鮫浜小学校については、通学区域の児童を受け入れる学級数を設定した場合に、ほかの通学区域から受け入れる余地がかなり少ない状況にあり、学校選択で受け入れた児童により学級数が増えてしまうような形を取るほど教室数に余裕がある学校ではないのが現状である。
令和８年度の時点では城南第二小学校は校舎改築が続いているが、授業中の工事の騒音対策など、何か対応しているのか。	防音シートなどを設置し、極力可能な限り工事の音が発生しないように努めている。令和８年度になり新校舎のほうに移転すると、現在の校舎と比較しても防音などの性能が上がることになる。最近竣工したばかりの浜川小学校の新校舎も、かなり静かな環境となっている。
城南第二小学校の正門の位置について、現在北側のほうに変更となっているが、通学区域の変更時点ではどのような予定か。	令和７年度に新校舎（教室棟）が完成すると、正門は南側（公園側）になる。
城南小学校の教室配置について、現在図書室が今まであったところから横に移り、スペースも狭くなっているところであるが、今後元のスペースに戻ることはあるのか。	令和７年度に向けて普通教室の整備工事を行うにあたり、城南小学校の図書室を隣の城南幼稚園の遊戯室の一部へ移し、普通教室を確保することになる。

通学区域変更説明会 質問要旨および回答について（第2回：19時00分～ 参加者：28名）

質問要旨	回答
経過措置に設定されている「2年間」というのはどのような取り扱いか。2年後には元の通学区域の学校に行かなければならないのか。	2年間の間（令和8年度および令和9年度）に入学する児童に経過措置③が適用されるという内容となる。この措置で入学した児童については、卒業まで城南小学校に通学し、途中で転校することはない。
通学距離が城南小学校に行くよりも100メートル程度長くなるということであるが、もっと長くのではないか。	それぞれのマンションから確認しており、例えば今回の変更地域の中央あたりから計測すると、城南小までが951メートル、城南第二小までが1,069メートルとなっており、差は118メートルとなっている。
通学距離が長くなることで、交通事故や熱中症など、リスクが高くなる。スクールバスなどの運航は考えていないのか。	通学経路については、実際に現地を歩いて確認している。交通量の多い道路ではあるが、歩道とは区別されており、歩道橋も整備されている。 熱中症については、教育委員会には発症の報告は入ってきていない。 スクールバスについて、運航することは検討していない。他の学校の通学区域と比較し、極端に距離が長いわけではないことが理由となる。
スクールバスの導入有無について、何か基準があるのか。	スクールバスについては品川区内で導入実績はなく、導入の基準はない。文部科学省で通学距離の目安があり、品川区内にはその距離を超えるものはない状況である。
経過措置③を利用して城南小学校に入学した場合、その弟妹の取り扱いはどのようなになるか。	抽選となった場合には、優先順位は兄弟が在籍している場合の順位で対応することになる。 通学区域変更前に入学して在籍している兄弟がいる場合には、区域変更という事情によって通学する学校が分かれてしまうという状況になるため、対応を区別させていただいている。
城南小学校は現在選択除外校となっているが、その取扱いはどうようになるのか。	毎年度の就学人口を見て判断をしているため、現時点において令和8年度に措置がなくなるかどうかについてはお答えできない。 決定はしているものではないが、令和8年度も除外校となった場合は、通学区域の変更について教育委員会が決定しているものであることから、経過措置の対象者については、除外校の対象からは外すことになるのではないかと考えている。
城南小学校、城南第二小学校それぞれの特色を教えてください。	（城南小） まだ着任したばかりで実際に子どもたちと会っていないため、引継ぎを受けた中での話となるが、幼稚園と一体の学校であるため、幼小の連携をとった教育を推進している。地域の方や同窓会を主体とした会に、学校教育活動へ協力をいただいている。 （城南第二小） 城南第二小学校では、PTAの活動をPTOという完全ボランティアによる活動として位置付けている。できる人ができる範囲で行うという形で進めていることと、「おやじの会」という活動も行っている。 子どもの体力向上にも力を入れているが、校舎改築で活動場所が限られる中、どのように体力向上につなげられるかどうか、試行錯誤を続けている。
一定数通学負担が増加する子どもが存在していることを、教育委員会として理論だけでは無く感情的に捉えた場合に、今後の対応措置について検討する意向があるか。	スクールバスは検討していないが、登校の際に交通安全指導員を学校周辺の交差点等に配置している。これについて拡充したり広いエリアで配置できるかという点は検討できると考えている。
初めに私立進学を選択し、何らかの事情により公立学校への編入を希望する場合、どのような取り扱いとなるか。	今回の通学区域変更地域にかかわらず、現在在籍中の方の転入については、原則は通学区域の学校を就学指定させていただく。

質問要旨	回答
通学区域の変更については理解できる面もあるがなぜ城南第二小学校から遠い地区を変更地域に選んだのかという疑問がある。また、距離の増加によって、安全を確保できていないと感じる。地域の特性を踏まえ、どの時間でも安全に通うことのできる環境整備のため、歩道を広げたり標識を増設したりなど取り組んでいただきたい。	交通安全指導員の件も含め、検討をさせていただく。
通学区域の変更により、学校選択で立会小学校や浅間台小学校の選択ができなくなっているが、この件についての配慮はないのか。城南第二小学校よりも立会小学校のほうが距離が近いように感じる。学校選択の対象外としたことについて、見直す余地はないか。 指定校変更制度の場合、学校選択の抽選が終わった後の対応となるので、選択の余地が変わってくると思われるので、配慮を検討いただきたい。	現時点では検討していない。 通学区域が変わる城南小と城南第二小との間にかかわる措置について対応させていただいている。 立会小学校や浅間台小学校については確かに学校選択では申請できないが、指定校変更という制度で、希望校に受け入れる余地があれば選択していただくこともできる。学校案内パンフレットにも載っている制度となっている。
通学路は指定されているとおもいますが、今回はその通学路に基づいて通学距離を測定したのか。また、品川区では集団登校は行っていないのか。先ほど交通安全の人員を配置するとのことであったが、具体的にどのような場所に配置するのか。	通学路は、各学校において学校周辺についてのみ設定しており、各家庭を出発点としていない。各家庭から学校周辺で設定されている通学路まで最短かつ安全な道を選んで合流するというケースとして想定している。 また、品川区内の学校では集団登校は実施していない。 交通安全指導員の人員配置は、一定程度の大きな交差点や危険性を感じられる場所への配置となる。
城南第二小学校に通学区域を変更し、城南小学校は28学級に収まる想定で、教室数がオーバーしてしまうことはないのか。また、城南第二小学校の教室数は最大で何教室で、それを超えてしまうことはないのか。	城南小学校の現時点の推計では、通学区域変更初年度は28学級となり、令和10年度以降学級数は減少する見込みである。城南第二小学校の改築後、最大で30教室を確保できる想定である。現時点の推計では、その教室数の範囲内で収まる見込みと想定している。
通学路について、安全であるというその根拠は何か。通学路における事故の発生件数の状況など具体的な根拠を教えてください。	城南小学校、城南第二小学校に至る経路は違うので、どちらが比較してよいかとの説明は難しい。道路の形状によって幹線道路でも歩車分離がなされている場合は、交通量があってもガードレールがない道路状況などもある。そうした状況下において、今回の想定される通学路については一定程度の安全が保たれていると判断している。
経過措置③を利用する場合、経過措置①などの兄弟姉妹の次に扱われることとなるが、どの程度受け入れられる余地があると考えているのか。	現時点の推計では10名程度と考えている。
本日の説明会のやり取りについては公開されるのか。	議事概要という形でホームページ上で公開する予定である。
懸念される安全面への対応についての検討措置が出てこないことについて非常に不安がある。どのように安全を確保していくのかということについて、いつまでに公表する考えか。	教育委員会の考えについては、議事概要とあわせてお示ししたいと考えている。
通学路は学校の近くで指定されるという説明であった。学校の近くで設定した通学路までは各自で安全確保をしないといけないのはいかがなものかと感じる。	通学路は各ご自宅から学校までのルートを定めるものではなく、学校からある程度のところまでにおいて児童の全員が通るルート（集まってくる地点）を学校で設定しているものである。学校と相談したうえで対応させていただきたい。